

太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和4年10月14日（金）14：00～15：39

場 所：太子町役場3階 第1会議室

参加者：土屋会長

伊庭副会長

斧田委員

内田委員

関戸委員

藤田委員

上藪委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

齋藤副町長

事務局：太子町政策総務部住民人権課

小角部長

木村課長

筒井課長補佐

楠本主事

※傍聴者なし

会議次第

- 1 開会
- 2 副町長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 第2次太子町人権行政推進プランの取組について
 - (3) その他
- 5 閉 会

1 開 会

【進行役：木村課長】

2 副町長挨拶

【齋藤健吾 副町長挨拶】

※挨拶後、副町長退席

3 委員紹介

・進行役より、委員10名と事務局職員の照会

4 議 事

(1) 会長及び副会長の選出

- ・それぞれ委員の互選によって定める。
→会長は土屋委員、副会長は伊庭委員に決定。

【土屋会長挨拶】

【伊庭副会長挨拶】

※以降は、土屋会長が議事を進行

【土屋会長】

それでは、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。本日の議題ですが、「第2次太子町人権行政推進プランの取組について」、事務局より説明をお願いします。

(2) 第2次太子町人権行政推進プランの取組について

・事務局より説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、第2次太子町人権行政推進プランの取組について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

【斧田委員】

今回、推進プランがスタートして1年目だということもあるし、できるだけこういうふうなかたちで取り組んでいるということが分かるように、「見える化」しやすいようなかたちで挙げようと、事務局にはやっていたように思っていたんですが、何か違和感を感じるようなところも正直あるんですよ。人権という立場からの見方もあれば、福祉関係の分野での関わり方というのが、どこまでが人権でどこまでが福祉かというのが非常に分かりにくいというか、聴いていてもすっきりこなかったという印象なんです。特に、推進プランが始まって1年目ということもあるので、色々な形で挙げていって、その中で精査していけばいいと思うんですけど、印象としたら先ほど言わせてもらったように、人権という立場での取組ではなく、あくまでも福祉分野での取組の色が強くて、その中で気を付けないといけない人権としての視点というのはどういうところなのかをね、そういう区分で分けておかないと、行きつくところが非常に難しくならないかというのが聞かせてもらった印象です。

【土屋会長】

ありがとうございます。何か事務局よりあればお願いします。

【事務局】

斧田委員が仰ったことは非常に難しいところもありますが、地域共生社会で言うところの地域課題を人権として、国も町も一体として捉えていっているところがあります。その捉えるところでベースとなるのはやはり人権であり、その人権の視点を入れていくという観点から、各課からいろいろな事業を挙げていただいているところです。その取り組みも福祉において始まったところであり、これを人権、これを福祉と分けるのはなかなか難しいと考えています。今後どのように整理するのかは考えていかなければなりません、現状としてはこれが精一杯というところです。

【土屋会長】

私も研究していると、福祉と人権の区分がよく分からなくなるというのが、本などを読んでいてもすごく自然にそういう疑問に行き着くんです。ただ議論としても人権保障というかたちでの福祉なのか、それとも福祉が先にあって人権が尊重される世の中になっていくのかは、研究者の間でも議論があって、中にはあえてそこには触れない、というのもあるので、斧田委員の疑問は自然なものであり、かつ根源的なものであると個人的には考えます。

【藤田委員】

第2次太子町人権行政推進プランの重点的な取り組みの中で人権相談員の養成、とありますが、人権リーダーの養成というのもあります。これらはリンクしているのですか、また

は別物なのですか。

【事務局】

これら2つは別物です。人権相談員は町の職員と考えています。町の職員が、窓口に住民さんが来られた時に対応する人権相談員、としています。

【藤田委員】

ということは町には人権相談員は1人ということですか。

【事務局】

今の窓口には1人です。

【藤田委員】

人権リーダーと書かれているのも町の職員ですか。

【事務局】

町の職員です。

【藤田委員】

言い換えると人権に関するリーダーと相談員が合わせて3人いるということですか。

【事務局】

そういうことです。

【藤田委員】

地域における人権リーダーの養成と挙げていますが、これはどのような方向性をもっていきますか。

【事務局】

町としては、太子町人権協会と今後一緒に考えていきたいところで、まだ具体的には見えていないです。

【藤田委員】

もう一点は、太子町における人権に関する条例は、「太子町人権尊重まちづくり条例」一本なんです。よく、最近では子どもの人権に関する条例をつくっていこうという市町村があったりしますが、今の条例にプラスして、個別的な、例えば子どものための条例とか、女性の

ための条例とか、そういう新しい条例を要請する動きは町にはあるのでしょうか。

【事務局】

今のところ動きはありません。このプランをつくったときに、全職員に対して町の行政は人権行政であると示したところなので、これからどう動いていくかということになるかと思えます。

【藤田委員】

議会で条例をつくるような動きはありませんか。

【斧田委員】

まだないです。

【宮前委員】

先ほど斧田委員が仰った福祉と人権の線引きで私も思うことがあり、これはこの報告に限らずなんですけど、プランとか方針とかを作るときにもやもやするのが、高齢者のところで、福祉の課題なのか、それをどう人権というふうにするのか、子どもとか女性とか障がい者とかってというのは分かりやすいんですけど、ただ、昨年度にこの推進プランを作るときにも議論があった、いわゆる人権というのはその権利が保障されるというか、いわゆる幸せに人権が保障される状況になるっていうことを守っていくのがこの推進プランなので、そういう意味で言えば、居場所があったり、相談する場所があったり、虐待を受けたらそれをちゃんと助けてもらえるという支援があるのはまさに、人権が守られた状態になるためのプランだとは思いますが、ただ何かこう、うまいこと整理というかですね、報告の時に、こういう一覧ではちょっと難しいんですけど、社協さんがやってるとちょっと違うんですよ、社協は社協がやってる意味があるんだけど、というのがうまく文章化する時にかけたらいいのかなと。高齢者のところでよくあるのが、高齢者虐待を受けないようにするっていうのもある。そういうのを出される市町村とかもあって、それが高齢者の人権なのかと。ちょっと時々もやもやすることもあったのでちょっと思ったところを申し上げさせていただきました。

ここからはちょっといくつか質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。資料 1 の中で取組における具体的な問題点・課題を示していただいているんですが、3番の子どもの人権で課題として挙げている、資料の準備が困難である或いは講師の選定が困難である、というのは、今後の取組というところで発達段階に応じて人権教育を実施するとは書かれているんですけど、たぶん同じ内容が令和 4 年度にも挙がってくるのではないかと思います。これをこう改善するような取組がありのかなというのは少しお教え願いたいと思います。

次に、DV 相談を令和 3 年度は 5 件やられたということなんですけど、全体として増加傾向

にあるのでしょうか。そのあたりの傾向をお教え願いたいです。

それと、インターネットの人権のところ、削除要請をされたということですが、これは相談があって発覚したということでしょうか。あと、どのような内容で言われていて削除要請されたのがもし可能であればお教え願えたらというふうに思いました。お答えできる範囲で結構ですのでお願いします。

【事務局】

今 3 件質問がありました中で、まず子どもの人権のところ特に学校関係、学校の授業で資料の準備が困難であるというところですが、教育委員会部門がないので、一度こちらでヒアリングさせていただいて、審議会委員の皆さんに回答したいと思います。

続いて DV のところです。令和 3 年度 5 件というのはいきなり増えました。コロナになってから増えてるというのは聞こえてきてたんですけど、令和 2 年度は確か 1 件だったと思います。それが令和 3 年度でいきなり増えたので増えた傾向にあるのかなと思います。今年は件数として相談はある状況ですのでまだ増えていくか、あるいは横ばいかというところです。今までこんな深刻な相談はなかったのですが、特に令和 3 年度は大阪府女性相談センターや富田林子ども家庭センターに繋いでいるというのもあります。

それからインターネットの人権侵害のところ平成 31 年度の削除要請は、奈良県の団体が見つけた通報を受けました。具体的な内容を言いますと、グーグルマップ上の太子町の民間施設のところに差別用語が書かれていたというのがありまして、それで太子町としてはすぐに大阪法務局と大阪法務局富田林支局に削除要請をしたというところです。今現在としてまだ削除されずに載っているままです。

【宮前委員】

ありがとうございます。DV のところで一言だけ追加させていただいてよろしいでしょうか。お伺いしたのは、大阪府人権協会は大阪府の人権相談窓口を受けさせていただいたり、他のいろんな市町村さんとかの相談窓口の状況をお伺いすることがあるんですがやはり、コロナ禍になって、DV というか、女性に対する家庭内での圧力が高まっていく中で DV と、あと子どもへの虐待が増えてるっていうのは本当によく、当方の相談窓口にも寄せられます。そういったことを実際にお伺いをするような機会が本当に、増えましたので、きっとそういう傾向対象でも一緒かなと思ってお伺いをさせていただいた次第です。特に今年になって、よくお聞きするのは特に非正規の方とか、1 年目 2 年目は何とかしたんだけども経済的にもう無理ですというような、そういう状況の中でいろいろ本当に精神的にしんどくなる方が増えてきたりきてるなあということもありましたので、各課では取組んでおられるかと思いますがそういう、ちょっと丁寧な、相談とか支援というのがやっぱり必要かなというふうに思っております。

【上籙委員】

皆さんのように専門的な質問ではないんですが、資料2の第3章、子どもの人権における成果目標、ひとり親家庭相談件数の目標5件というのは、保護者からの相談件数または子どもからの相談件数どちらでしょうか。平成31年度は出張相談のみ、令和2年度は電話相談も含み、令和3年度は出張相談を省いた電話件数となっていますが、令和7年度の目標はなぜ5件になっているのでしょうか。相談があるというのはいいことだと思うし、この件数が増えるということは声を上げやすくなったという一つの目標の目安になるんじゃないかと思っていたところ5件という少ない目標であったので、そのあたり私の認識・感覚の違いはあるのかどうか、というところが疑問に思ったところです。

【事務局】

もともとこの成果指標を定める時も、基本的には保護者とか親が相談する、出張して相談する件数が平成31年度は4件だったので、その件数を増やすのか、それとも横ばいに同程度に抑えておくのがいいのかというのは、策定時にも話が出ていたと思います。担当課にも言っていたのですが、本来、相談しやすい環境にあれば、相談数が増える数字になるのではないか、と事務局として言いました。ただ、担当課としたらそういう相談を増やさないようにしたいので、抑えたいというところで、この横ばいのような数字になったと記憶しています。ただ今回この数字が変わってきているというのがあって、令和2年度から電話相談を増やした、出張していくよりも電話相談に重きを置いた、令和3年度にはコロナ禍で出張相談はもう廃止にしたということで内容が変わってきているので、3月の時にも協議したんですけど、目標の数値と中身が合ってきていないところもありますので、ここはちょっと見直しをしなければならないのかなと。上籙委員が仰ったように、人権サイドとしては相談しやすい環境になれば相談数は増えるはずです。だから、増えていかなければおかしいので、改めて担当課とは協議したいと思います。今は実態としてこの数字というように理解してもらえればと思います。

【斧田委員】

会長がどのように感じられたかを教えていただければ。

【土屋会長】

これだけの膨大な量を進めていかなければならないと改めて責任を感じている次第なのですが、ちょっと思ったのが、計画の策定の時もそうなんですが、学校教育の現場のいろいろな情報や実態がこちらの審議会ではなかなか分かりにくいということです。先ほどの質問でもあったように、回答は担当部門にお聞きいただき、また後程ということで、仕方がないことなんですが、情報が伝わりやすければよいかと思いました。また、資料準備が困難であるというのは、一声かけていただければ紹介とか、こんなことができる方いらっしゃる

んじゃないかとか、パツとってしまうんですけどなかなか難しいものなのですね。

【宮前委員】

学校現場は本当に忙しいというか大変であると私も思いますので、学校だけに何か頑張れ、というよりは周りで何かをお手伝いできることがあるんじゃないかと思います。例えば、ここに行ったら資料があるよ、とかをお伝えできるようなことがあれば。先生たちもある意味十分にやってらっしゃる部分もありますが、ただ、学校の中だけでやってると分からない部分もあろうかと思えますし、また、子どもの人権の同和問題部落差別のところでも、資料をどうしようとか講師をどうしようとか課題がでていましたけど、どこの学校でもそもそもの部落差別学習や同和問題の授業自体がない世代の先生たちが今の20代・30代の先生たちなので、どうしていいのかわからない、やらないといけないっていうのは言われてそうなんだろうと思いますけど、どうしていいのかわからないという戸惑いや先輩の先生たちがどんどん退職しているので聞くこともできないという状況で困っている現場を本当によくお聞きするので、例えば資料とか研修の講師の紹介ぐらいでしたら大阪府人権協会の方でもそういうのを委託事業で受けていますのでご相談いただいても大丈夫ですし、実際に学校の方から相談いただくこともあります。審議会の委員で何かをチェックするというか支えていくというか一緒に作っていくというふうに私は思っていますのでぜひ活用していただければと思って意見を述べさせていただきました。

【藤田委員】

よく世間的には学校は閉鎖的だと言われます。とりあえず隠してしまうようなことが言われていますが、決して本当はそうではないんです。いわゆるいじめの問題にしても加害者と被害者をどのような形で識別していくのか。そしてどのように判断していくのか。子どもの言葉を聞かないとならないし、それぞれ言っている親の問題も、そういう中においてどうしても問題が起こって後手後手になってしまって、その間にいろんな角度からいろんな批判が出てきて、学校として動きがとれないような状況になっていることが多々あるんですね。

その代表的な例が、滋賀県の方で、まさに後手後手に踏んでしまった結果、教育委員会がそれに全部巻き込まれてしまって、動きがとれなくなって、結局市長が後の答えを出さなくてはならない結果になってしまったと思うんですね。そういうケースが非常に多いのが学校現場なので、学校はどのような形で先手を打つか。その問題に関して、どうやって話を前にもっていくか。掴んだ事実についてどのように前進していくのかというのが課題なわけで、問題が起こったときに、それをどんな形でオープンしていく制度を作るのかなということが、多分これから、太子町の学校においても、課題になっていくのだと思います。その辺りが、学校現場が前を向いているのか、あるいは後ろ向きなのか、この辺りの評価によって、人権問題が問われてくるのではないかと考えています。これが1点。

それから同和教育、それからもう宮前委員がおっしゃった通りです。私もまず、同じ昭和40年代に、同和教育がスタートした時のメンバーですから、いわゆる同和教育の人権問題だったり、あるいは歴史的な問題について、どれだけ子どもたちに話をしていたのかなと思ったんですけども、昭和40年代に取り組んだ同和教育がすべて正しかったかどうか。いわゆる歴史問題についてもその後大きな変革がいっぱい出てきて、あの時代に考えた歴史と現在捉えている歴史とちょっと違っているんだと。我々ももう1回勉強しなきゃならないと思いますし、現在の先生がそういう意味においては、同和教育の基本をもう1回勉強することが必要です。だから、先輩に聞くよりももう1回、現実を調べてみると。先輩は我々時代の言葉しかしゃべれないことが多いんですよ。それで、今そういう科学的な、同和教育問題について勉強する必要がある学校現場にはあるんじゃないかなと、今思っています。

【松本委員】

個人的なことになりますけど、ちょうど孫が今高1でこの冬に中3だったんですけども、必ず太子中では部落問題の人権講演っていう人権の取組をされてて、たまたまなんですけど何か、人づてに聞いたことで、担当されている先生から何かいい資料とか、講師とかいらっしやいませんかという電話があって、でも退職して10年にもなりますね、今の学校現場とかあまり分からないけど、ちょっとまだ実践しておられる人を電話で聞いて、今やったらという話をしたりして、私達は羽曳野の方にネットワークがあるので、そちらから良い講師がいなか聞いたりして、それを伝えたら、富田林の方から講師を呼ばれる計画を立てて、卒業前で数時間しかできないんですけどすごい熱心な方だった。学校も今、部落問題にしても、授業日数とかいろんなことで、私たちがいてた時よりもすごい時間限られた中でね、講演して事前学習して、卒業ぎりぎりいう感じで。私たちの時はもっと時間があったんですけど。大変やなあとは思いますが、やっぱりそれを続けていかれる方がいて、それが若い人に繋がっていくと思います。

やっぱり学習する機会も、私達の時は研修研修ということで結構声がかかって、若い子たちも全然いろいろ知らなかったんで、年上の人も声かける中で、ちょっとずつ勉強したりだったのが、今はすごい現場の先生が忙しい。研修なんかも行ってもらえないみたいな部分はあるぐらい忙しいんちゃうかな思うんですけど、そのあたり何か機会があればいろんなネットワークを現場の方に繋いでいただけたらと思います。

【谷口委員】

太子町での正確な子どもの人数というのは分からないんですけど、当方では家庭に事情がある子どもさんも、預かっているんですけど、どんどん増えてきて、キャパの問題もあり、また、仕事をしている者ばかりで運営していますので、日程的にも十分とれないので、定員15名と定めているんですけども、それでもいっぱいになっているんですね。その子どもたちを見て思うんですけども、その不登校になった子どもたちって、つまりいた地点がみ

んな違うんです。

小学校1年生2年生3年生ぐらいでつまずいてる子もあれば、小学校は行けたけど、中学校でつまずいたとか、いろんな事情があって中学校も頑張るつもりやった子が中1の1年間行けなかった子もいました。学びがみんなそれぞれ別なんです。そういう力がバラバラの子どもたちを中学校だけで支えていくってすごく大変だなって。今おっしゃってたみたい先生頑張っておられるのも、いろいろ拝見させていただいても、結局、学校に来て子どもと話をして、それで子どもの気持ちを解きほぐす、そういう作業だけで終わって、学ぶ権利っていうんですか、学びが保障されていない状況になっているように思うんですね。太子町内ではそういう学びを保障する外部団体がないんです。ないので、この子たち、これからどうするんだろうなって思うと、18歳を過ぎればこの子たちに支援が何もなくなるので、この子たちどうなるのかなというのはすごく心配な思いで見守っているだけなんですけど、そういう外部の何か力があればいいなというふうに、ちょっと子どもの支援ということで見てまして、福祉になるのか、人権になるのかと思うんですけど、やっぱり子どもの学ぶ権利というものがどこかで保障されて欲しいなというふうに思います。

【土屋会長】

他に無いようでしたら次に議事の3番目、その他ということで事務局の方から何かありますでしょうか。

(3) その他

【事務局】

特に、用意はありません。今、たくさん意見いただいたんですけども、このプラン以外でも結構ですし、何かもうちょっとご意見とか、何かこういうのを皆さん知っていただいたらとか、何か言っていただくようなことがあればと思ひまして、その他ってというのは、設けさせていただきましたので、何かありましたら発言お願いしたいと思います。

【土屋会長】

今の続きで、気づいたことを仰っていただければと思います。今の皆さんのご意見を聞いて改めてネットワークというか、つなぐっていうことの大切さがあるなど。既にあるんですけど、その際につなぐという役割が、今後重要になってくるのかなと。誰が見つないでいくのかということだと思ひます。

【伊庭副会長】

僕はそんな経験をするのは滅多にないんですけど、町内会での隣近所の繋がりっていうんですか、その中であそこのおばあちゃんは子どもがおったんやけど、子どもが仕事の都合で出て行って独居老人になったとか、そういったことが隣近所から聞こえてくるんです。

僕は昔からそういう人達は、隣近所が見守りをして、何かあったらどこかにつなげるというふうなことをすれば一番いいかなあと考えてますので、それを聞かされたんで、隣近所に行ってみようかということで行って見たんです。そしたら、そこのおばあちゃんはすごくしっかりしてまして、全然問題はなかったんで安心したんですけども、やはり突然行って、何の用ですかっていうときに、いや、こういうこと聞かされたから来たんやとは言われへんかなあとと思います。そのおばあちゃんはしゃべるのが好きで、いろんなことを教えてくれましたけども、お話聞いてたらこれやったら大丈夫かと思って。僕も民生委員をずっとしてたんで、町内の人からしたら、僕が行ったら民生委員で来てるかというふうな気持ちになるけれども、民生委員ではなくて普通の人になって用も何もないんだけど、隣近所なのである程度、話を聞いてもいいかなと言ったりはしました。このあたり難しいところです。単純にお話を聞いてくれてうれしいと思う人もいれば、いらんことを聞いてきてと思う人もいます。

【松本委員】

先ほどの不登校の子どもたちの場合ですけど、羽曳野市の LIC はびきのってありますよね。あそこで不登校の方の支援のため、同期ぐらいの退職者の方など、私くらい年齢のものはボランティアで、私はちょっと行ってないんですけど、教育委員会からの担当の人もおられて、保健室の先生をされていた人もその担当でおられて、その中に退職した先生も結構行ってるんですよ。太子町にも、もし、そういうのがあれば、太子町には退職した先生が結構おられるので、そんなのだけではどこまで役に立つかわからないけど、そういうボランティアで繋がって人が集まればね、何かそういう教育委員会とリンクしてね、ボランティアでいける人も繋がって。今話を聞いていて、そういうパターンは、すぐにはできないのかもしれないけど、できれば、まだ、お役に立てるような形でちょっとできるようなこともあると思います。

【藤田委員】

私も中学校で生徒指導をやっていまして、不登校の子を連れて何とか学校に行こうとすると、学校の前でも足がすくんでしまって歩けない。学校そのものが魔物に見える状況っていうのが不登校の子にはあります。これが一番の特徴。それで、今言われたのは羽曳野市の不登校の子の受け入れで、受け入れを小学校の空き教室に予定したので、それでいいのかどうかということが問題になってね。学校に行けない子を、そこをもって不登校の部屋にするということは、もうそこにいる子は不登校の子という決めつけを、地域の全部に知らしめるということになりますので、そこで今言っているように LIC はびきののような、また別の場所かどこかへ設置をして、そこに子どもたちが集まってくるだとか、そうすると、やっぱり通える子供がたくさん出てきたっていうことがありました。だから、不登校の受け入れる場所についても、やっぱり慎重に絵を描かなかつたら、逆に子どもをマイナス方面にもって

ってしまうというのが私自身の経験であります。だから、太子町で谷口委員がされているようなところがそういう点では、非常に子どもたちの抛り所になっているんじゃないかな。それを町として、行政としてどう取り扱うかというのがこれからの課題になっていくのかなあ、これはもう教育委員会の接点になっていると思いましたけども、そういうふうに思いました。

それから、もう 1 点先ほど民生委員の話がありましたけれども、私も民生委員が今年でいよいよ終わりで、この場からもおそらくチェンジになると思うんですけど、民生委員のメンバーも、男女の男性と女性の数が今、三分の二が女性に変わろうとしており、これ私良いことやなあと思ったんです。私も民生委員として、女性の家に行くのを周りがどう思うか。女性一人のところへ男性が行くのはいくら年が同じといえども、周りの目を気にします。その時に行くときには、女房と一緒にいってもらったりして、絵を描かなかっただら、やっぱり行きにくい傾向があるわけで、特にこの頃、男性が先に亡くなって、女性が残っている家庭が、1 人暮らしの場合がものすごい多いんです。男性の一人暮らしより女性の一人暮らしが多いんですね。そこの兼ね合ですと、これは人権なんか、福祉の問題なのかは難しいんですけども、例えば、先ほど一番最初に、伊庭副会長が挨拶で仰ったように、人間としてどう捉えるのか、人間の存在そのものが人権なんだという認識を持って、取り組む課題と思うんですけども、いずれにしても女性の部屋に男性が入るということはある現実問題で、そういう中で、民生委員活動というのがちょっとクエスチョンマークになっているのは事実です。

【伊庭副会長】

保護司として 23 年やっていますが、今言われたように、若い女の子を預かったときなどどうしたらいいのかと思います。面接はうちの事務所でやるのですが、若い女の子が 1 人で事務所に入ってきたら隣近所にどう思われるのかと思いながら、何事もなくさせていただいていますけど、ただ一つ思うのが、犯罪を犯した人の人権っていうのが全然ない。刑期が終わったら、当然、仕事があってしかるべきなんですけれども、なかなかそれがうまくいっておらず、再犯率の問題もあると思いますが、そういうことを考えながら、協力業者っていうのもあるんですが、数が少なく限られた職種しかないので、なかなか紹介できない。刑期を終えた後、散髪屋の資格を取ったので知り合いの人に声をかけたら、何でうちがそんなことをしないといけないのかと言われて、それで、全然違うところで探しました。それで、そこで働き始めて、色々話を聞いているといいことを言ってくれるんです。会社の社長に認められた、それはよかったねと話聞いてたら、ある日突然、再犯したという連絡が来まして、よく考えてみたら、僕の前ではいいことばかり言って心配をかけないようにしてくれてたのかなあと思ったらもう、かわいそうになりまして。警察に面会にも行ったんですが、会ってくれませんでした。

一番今思ってるのはやっぱり、犯罪を犯した人の権利、けれども、なかなかしんどいです

よ。強盗殺人やとか刑期っていうのは、犯罪のところだけ見たらびっくりするところはありませんけれども、実際その人として見たら普通の人で、だから、それはいろんな理由があって、そういうことをしたんでしょうけど、それを犯しただけで、普通の人間じゃなくなるのか、それはやっぱりちょっとどうかと思ってますけれども。

5 閉 会

【土屋会長】

皆様、いろいろな意見いただきましてありがとうございます。事務局の皆様で取りまとめるのは大変だと思いますが、関係各所に届けていただければと思っております。これで本日の審議会を終了したいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

【事務局】

次回の審議会、3月頃を予定させていただきたいと思っております。また準備ができましたらご案内しますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。